出席とメークアップについて

三宅　敬

出席とは

会員の義務！

出席義務を果たせない場合、

どうなるのか？

姫路西クラブ細則　第8条　例会の出席

各半期に於けるメイクアップを含む例会出席率が（　　）%、所属クラブの例会出席率が（　　）%未満の場合、及び連続（　　）回例会に出席せず、又メイクアップもしていない場合は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない場合、会員身分を終結することが出来る。
但し、出席免除願を出してあればその限りでない。

姫路西クラブ細則　第8条　例会の出席

・半期ごとで
・メイクアップを含む例会出席率が（　　）%未満
・所属クラブの例会出席率が（　　）%未満
・連続（　　）回例会欠席、メイクアップもなし

→理事会が正当かつ十分な理由があると認めない場合は、会員身分を終結することが出来る。

出席とは

会員の義務！

ロータリークラブ標準定款では

どのように決められているのか？

第12条 出席［本条の規定への例外は第7条を参照のこと］
第1節 一般規定。
各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに直接またはオンラインのつながりを使って出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、クラブのウェブサイトに例会が掲載されてから1週間以内にその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。
(A) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
(1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
(2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
(3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、
(4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
(5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
(6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
(7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。
会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメークアップとして有効とみなされる。
(B) 例会時において。例会のときに、
(1) 本節（A）項の（3）に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
(2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
(3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
(4) RIに雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
(5) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
(6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。
第2節 転勤による長期の欠席。
会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。
第3節 出席規定の免除
次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。
(A) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由あるいは子どもの誕生、養子縁組、または里親となることにより12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。
(B) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも20年の会員歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。
第4節 RI役員の欠席
会員が現役のRI役員または現役のRI役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。
第5節 出席の記録
本条第3節（A）の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第3節（B）または第4節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第1節 一般規定。

　各会員は本クラブの例会、衛星クラブの例会、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。

または、次のような方法で欠席をメークアップしなければならない。

(A) 例会の前後14日間に

(1) 他のロータリークラブ、衛星クラブ、仮クラブの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。

姫路クラブ　毎週火曜日12:30～商工会議所
姫路南クラブ 毎週月曜日　12:30～H日航姫路
姫路東クラブ毎週月曜日18:00～商工会議所
姫路中央クラブ　第一・三木曜12:30～商工会議所

(A) 例会の前後14日間に

(2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、（中略）ロータリー親睦活動の例会に出席すること。

家族親睦夜間例会

(A) 例会の前後14日間に

(3) RI国際大会、（中略）、地区大会、地区研修・協議会、地区委員会、IMに出席すること。

地区大会、地区研修会などは、出席資料にメークアップカードがついている

(A) 例会の前後14日間に

(4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。

(A) 例会の前後14日間に

(5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクト、または地域社会の行事や会合に出席すること。

(6) 理事会の会合、または理事会が承認した奉仕委員会の会合に出席すること。

例）千年希望の丘プロジェクトへの参加

(A) 例会の前後14日間に

(7) ウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

→Eクラブでのメークアップは OK！

では、実際にEクラブで
出席してみましょう

これでメークアップは大丈夫！